

令和4年度

嬉野中川まちづくり協議会

総会要項



中川ウォーキング(須加神社)

日時 令和4年5月8日(日)

午後1時30分～

場所 中川コミュニティセンター

総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議長及び書記・議事録署名委員(2名)の選出

4 議事

第1号議案 令和3年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和3年度会計報告及び会計監査報告承認に関する件

第3号議案 令和4年度事業計画(案)に関する件

第4号議案 令和4年度予算(案)に関する件

第5号議案 令和4年度会費の徴収(案)に関する件

5 報告事項 ① 令和4年度役員の報告

6 閉会のことば

令和3年度 事業報告書

行事等

部会名	事業内容	実施日・参加者等
自治会部会	中川地区戦没者追悼式	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止(お供えの饅頭のみ配布75個)
健康福祉部会	軽スポーツ普及等健康維持事業	・第1回7月6日・第2回10月26日 グラウンドゴルフ大会を開催(嬉野グラウンド) (参加者合計137名)
	趣味と娯楽の交流大会(囲碁・将棋・麻雀)	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	敬老会・健康相談・芸能大会	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止(記念品として銘入りタオル配布1,310名) ・世代間交流グラウンドゴルフ大会開催(旭ヶ丘集会所グラウンド) 3月13日(参加者45人)
	自然から環境と地域の歴史を学ぶ	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
環境美化部会	環境パトロール	・年間4回部員による不法投棄等環境美化の啓蒙を行った
	クリーン作戦	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止(各地区で清掃を行う)
	エコキャップの収集	・各自治会、中川コミュニティセンターに収集ボックスを設置 令和3年度 177,590個 累計1,467,313個
	中川駅周辺の路上喫煙禁止の取り組み	・ゴミ、タバコのポイ捨て禁止啓発ポスター200枚作成
	ダンボールコンポスト活動の推進	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
防犯防災部会	防犯パトロール新規隊員募集・青色パトロール車講習会	・新規防犯パトロール隊員17名登録・講習会はコロナウイルス感染拡大防止の為中止
	普通救急救命講習会	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	防犯パトロールの実施	・月約6回実施延べ合計69回1,613km走行・防犯防災部員パトロール月1回実施(年間延べ12名)
	交通安全対策・各行事における場内場外の警備	・コロナウイルス感染拡大防止の為警備を伴う全ての事業が中止
公民館部会	防災対策	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	中川地区文化祭	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	公民館支援事業	・11月30日 公民館受講生社会研修(30名参加) ・親子教室 7月26日『子供マジック教室』(12名参加)
	まるごとお正月!	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	山城を訪ねて	・2月21日開催 八田城へ(26名参加)
	通学路安全対策	・3月 安全を喚起する立て『通学路徐行』看板を4台作成
	子供との集い開催事業	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
広報部会	まちづくりニュースの発行	・まちづくりニュースを年間6回 約4,200枚作成(各戸配布)
	写真パネルによる広報	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	マスコミ活用と各行事業案内チラシ作成	・グラウンドゴルフ、ウォーキング等
	ホームページ更新・運用	・中川まちづくり協議会のホームページ更新・運用
体育部会	中川小学校支援綱引き大会支援	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	なかがわ体育祭	・コロナウイルス感染拡大防止の為中止
	なかがわウォーキング	・11月21日開催 須加・小川神社の歴史研鑽 初瀬街道の往復ウォーキング(66名参加)

交流会等

開催日	会議名等	内容等
8月18日	松阪市嬉野住民自治協議会連合会会長会	会長出席
10月20日	松阪市嬉野住民自治協議会連合会会長会	会長出席
10月25日	嬉野管内の幼稚園・保育園の今後についての意見交換会	会長出席
12月15日	松阪市嬉野住民自治協議会連合会会長会	会長出席
3月16日	松阪市嬉野住民自治協議会連合会会長会	会長出席
	事務局員会議	事務局より参加年間2回開催 事務局員出席

会議等

役員会	役員会は毎月第2月曜を定例日として開催
理事会	理事会は毎月第3月曜を定例日として開催
部会	部会は各部会ごとに行事に合わせて開催

令和3年度 一般会計決算報告

令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
繰越金	830,534	830,534	令和2年度から繰越
協議会費	1,610,800	1,611,600	4,029戸×400円
松阪市交付金	2,854,000	2,854,000	松阪市からの交付金
社会福祉協議会・福祉会助成金	250,000	165,000	地域福祉活動推進助成金
雑収入	1,100	24	預金利息
合 計	5,546,434	5,461,158	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
自治会部会	100,000	26,250	中川地区戦没者追悼式
健康福祉部会	830,000	667,898	軽スポーツの普及と健康維持 敬老事業
環境美化部会	170,000	115,064	クリーン作戦 ボトルキャップの収集 環境パトロール
防犯防災部	80,000	0	防犯パトロール隊員募集 防犯パトロールの実施
公民館部会	850,000	401,320	公民館支援事業(公民館保険) (公民館受講生社会研修) (親子教室講師謝礼) (公民館支援) 通学路危険箇所立て看板 山城を訪ねて
広報部会	189,000	171,727	まちづくりニュース発行 マスコミ活用と各事業案内チラシ作成
体育部会	298,000	93,565	なかがわウォーキング
事務局	2,806,000	2,522,464	通信費(ZTV、ハガキ、切手) 会議費(会議用お茶) 事務費(事務局長・事務員手当) 消耗品(コピー用紙、プリンターインク等) 旅費、防犯灯・掲示板助成金 安全パトロール車維持管理 夏祭り等助成金
積立金	200,000	200,000	特別会計(1)へ
予備費	23,434	0	
合 計	5,546,434	4,198,288	

総収入 5,461,158 - 総支出 4,198,288円 = 令和4年度へ繰越 1,262,870円
--

令和3年度特別会計決算報告

特別会計(1)(安全パトロール車のための会計)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
繰越金	752,883	752,883	令和2年度より繰越
パトロール車積立金	200,000	200,000	一般会計から繰り入れ
雑収入	10	6	預金利子
合 計	952,893	952,889	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
パトロール車購入	0	0	
合 計	0	0	
収入の部 952,889円 - 支出の部 0円 = 令和4年度へ繰越 952,889円			

特別会計(2)(地域防災・福祉ネットワーク事業費)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
繰越金	431,145	431,145	令和2年度より繰越
雑収入	5	3	預金利子
合 計	431,150	431,148	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備 考
		188,335	
合 計	0	188,335	防災倉庫設置
収入の部 431,148円 - 支出の部 188,335円 = 令和4年度へ繰越 242,813円			


令和3年度嬉野中川まちづくり協議会 会計監査報告

令和3年度における嬉野中川まちづくり協議会の会計について
関係者立ち会いのもと監査を実施しました。

会計帳簿、預金通帳及び領収書について監査の結果相違ないこと
を認めます。

令和4年4月6日

監査委員

伊藤 正行 

監査委員

浅原 正行 

令和4年度事業計画

運営部会	事業内容	具体的行事及び実施時期等
自治会部会	各部会の行事・事業活動に参画する。 中川地区自治会の連絡・調整・推進を行う。	・中川地区戦没者追悼式〔10月2日(日)〕
健康福祉部会	軽スポーツを通じた世代間交流と健康維持・向上を推進する。 事業については諸団体と協働して推進する。	・世代間交流と健康維持〔7月・10月・12月・2月〕 ・趣味と娯楽の交流〔8月21日(日)〕 ・敬老会〔9月18日(日)〕 ・芸能大会と健康相談の実施〔11月27日(日)〕
環境美化部会	明るい住みよいまちづくりを目指して環境に関する啓発活動及び美化活動を推進する。 又、温暖化防止対策やエコキャップの収集に努める。	・環境パトロール〔年間〕 ・クリーン作戦〔11月〕 ・エコキャップの収集(年間)(選別年間3回)〔7月・11月・3月〕 ・中川駅周辺をうつくしくする運動への取り組み(年間) ・ダンボールコンポスト活動の推進
防犯防災部会	地域の防犯・防災、交通安全にむけ「防犯パトロール」を実施する。 各行事の会場の安全対策の実施。 救命講習会や避難訓練を通じて住民個々の防災意識を高める。	・地域の安全を確保するため防犯パトロール隊員による防犯パトロールを週2回実施する。 ・防犯部員によるパトロールの実施。(毎月) ・防犯パトロール隊員募集 ・青色パトロール車講習会 8月・9月予定 ・各種行事における場内外7警備 ・普通救急救命講習会及び避難訓練〔7月〕
公民館部会	青少年の安全を守り、健全な育成に向け啓発活動を行う。 地域の要望に応じた公民館行事の遂行。 通学路安全対策の実施。	・中川地区文化祭〔11月中旬〕 ・通学路の危険箇所注意到を促す立て看板を設置する〔幼・小学校・地区懇などからの要望に対応して実施〕 ・公民館担当事業(公民館受講生社会研修、親子教室 夏冬開催) ・子供の集い開催事業(2月下旬予定) ・まるっとお正月(12月下旬予定) ・山城を訪ねて(2月予定)
広報部会	まちづくり協議会の活動の中川地区民に紹介するため「まちづくりニュース」を発行する。 また、行事の前に案内のチラシ・回覧など多様な広報活動に取り組む。	・まちづくりニュース年6回を目標に発行。 ・行事の写真による広報活動を文化祭を中心に実施する。 ・主な行事はマスコミに連絡し、新聞テレビ等を使った広報にも取り組む。 ・各部会と協力し住民に事前に案内し参加の呼びかけを行う。 ・ホームページの運用・更新
体育部会	体育祭・軽スポーツ等の大会を企画し、競技を通じて地域住民との親睦を図る。	・中川小学校支援綱引き大会〔6月下旬予定〕 ・なかがわ体育祭〔10月9日(日)〕 予備日〔10月10日(祭日)〕 ・なかがわウォーキング〔11月20日(日)〕と親子ジョギング(2月15日(日))開催。

令和4年度一般会計予算

(単位:円)

収入の部

項目	予算額	備考
繰越金	1,262,870	令和3年度より繰り越し
協議会費	1,611,600	4,029戸×400円
住民自治協議会交付金	3,911,000	松阪市からの交付金(ふるさと応援寄付金514,000含む)
地域福祉活動推進助成金	250,000	地域福祉活動助成金
雑収入	100	預金利息他
合計	7,035,570	

支出の部

項目	予算額	備考
自治会部会	120,000	中川地区戦没者追悼式 各部会活動補助
健康福祉部会	950,000	軽スポーツの普及健康維持 敬老会 芸能大会と健康相談 趣味と娯楽の交流会
環境美化部会	200,000	クリーン作戦 ボトルキャップの収集 環境パトロール ダンボールコーンポスト活動 中川駅周辺の路上喫煙禁止の取り組み
防犯防災部会	100,000	防犯防災部パトロール(月1回) 防犯パトロール隊員募集、青色パトロール車講習会 警備用消耗品 普通救急救命講習会 防災対策
公民館部会	900,000	中川地区文化祭 通学路安全対策(看板等) 公民館支援事業関係予算 (公民館保険・公民館受講生社会研修費用・親子教室経費) まるっとお正月 子供の集い 山城を訪ねて
広報部会	340,000	まちづくりニュース発行(印刷機器購入費用含む) まちづくり協議会広報活動 マスコミ活用と各事業案内チラシ ホームページ更新運用
体育部	800,000	中川小学校綱引き大会支援 中川体育祭 中川ウォーキング
事務局	3,090,000	通信費・会議費・消耗品・備品費・旅費 人件費 掲示板設置補助金・防犯灯設置補助金 防犯パトロール車維持管理費
積立金	200,000	特別会計(1)「防犯パトロール車のための会計」へ
予備費	335,570	
合計	7,035,570	

令和4年度特別会計予算

特別会計(1)(防犯パトロール車のための会計)

収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
繰越金	952,889	令和3年度より繰越
パトロール車 積立金	200,000	一般会計から繰り入れ
雑収入	6	預金利子他
合 計	1,152,895	

支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
パトロール車の大修理等必要な場合に支出		
合 計		

特別会計(2)(地域防災・福祉 ネットワーク事業費)

収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
繰越金	242,813	令和3年度より繰越
雑収入	3	預金利子他
合 計	242,816	

支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
防災・福祉関係に必要な場合に支出		
支出		
合 計		

令和4年度会費の徴収

1. 嬉野中川まちづくり協議会会則第6条の会費は、1戸当たり
400円とする。
2. 会費の納入期限は、令和4年6月29日とする。

報告事項①

令和4年度役員

令和4年度中川まちづくり協議会役員

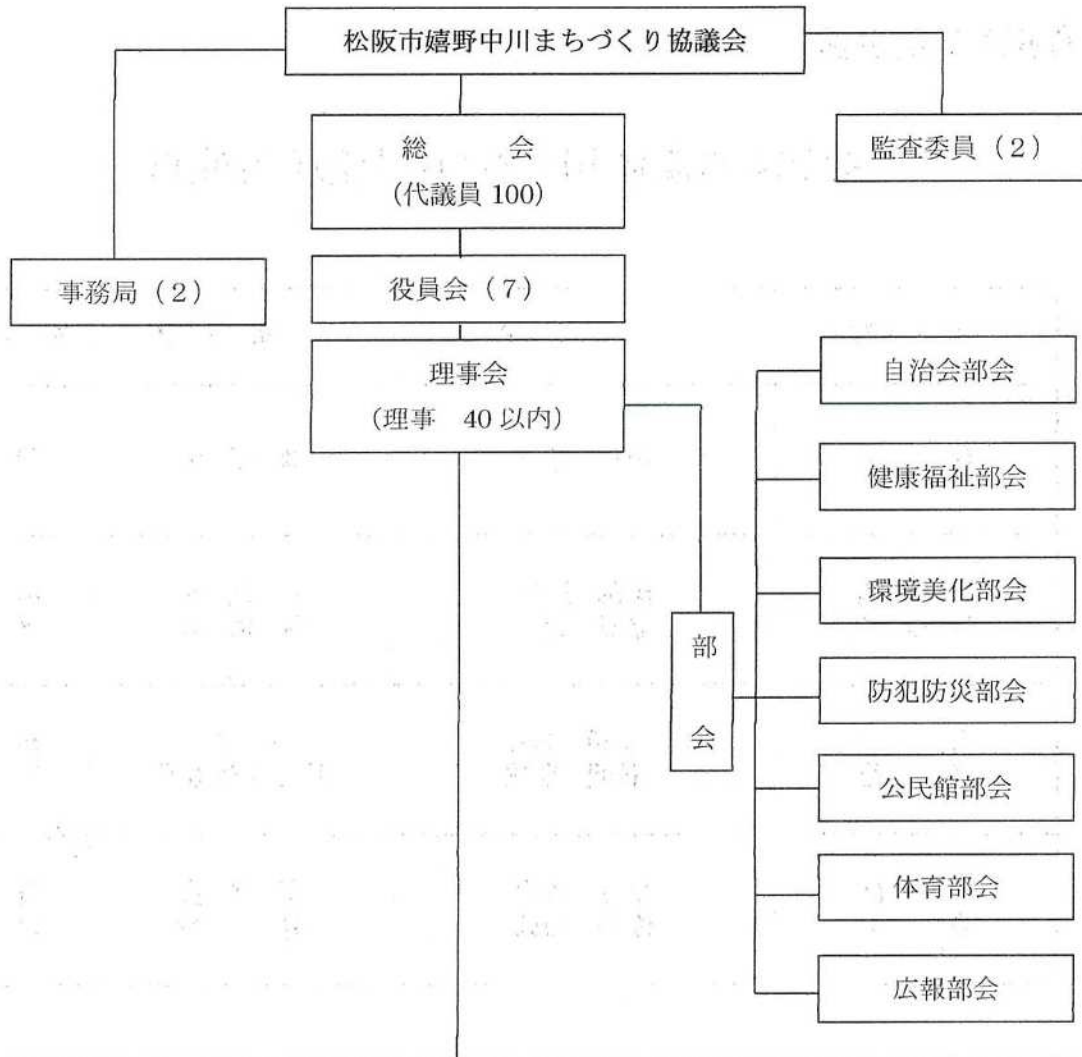
役 職	氏 名	所 属 団 体	新 旧
会 長	津村 善博	育 成 会	再
副 会 長 副 会 長	廣瀬 民雄 塩谷 測一	公 民 館 会 自 治 会	再 再
書 記 書 記	渡辺 洋三 石崎 富雄	一 般 民 生 児 童 委 員	新 再
会 計 会 計	小堀 峯男 佐藤 和久	喜 楽 会 会 喜 楽 会 会	再 再

監査委員 監査委員	和田 高行 西村 繁治	一 般 一 般	新 新
--------------	----------------	------------	--------

事務局長	加藤 豊	一 般	再
------	------	-----	---

松阪市嬉野中川まちづくり協議会組織図

※ () の数字は構成人数



松阪市嬉野中川まちづくり協議会会員

中川地区に住所を有する個人および地区内で事業活動をする団体等

○自治会名

中川北 中川中 中川南 旭ヶ丘 天花寺 天花寺西野 宮古 平生 さつき苑
 黒田 黒田西 黒田団地 野田 野田団地 野田東 見永 新町二丁目
 新町三丁目 新町四丁目 アトレ中川駅前 ラグゼ フロンテージ プレイズ

○構成団体

中川地区自治会、中川地区商工会、中川喜楽会、中川地区健全育成会、
 中川地区民生委員児童委員、中川地区保育園・幼稚園・小学校と各PTA、
 中川地区スポーツ推進委員・中川地区体育委員、松阪市消防嬉野方面団中川分団、
 中川公民館

※参考 人口9,914人 世帯数4,682世帯 (令和4年3月15日現在)

松阪市嬉野中川まちづくり協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 少子高齢化社会、地方分権の時代に対応し、コミュニティの増進、まちづくりの推進、ボランティア活動など、住みよい中川地区を創造するための活動を行うために、地域の住民や組織・団体等と協働し、また、必要に応じて行政とも協働して自らのことを自らの責任において、持続的に地域活動を展開する。

(設置)

第2条 松阪市嬉野中川まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、嬉野中川コミュニティセンター内に置く。

(区域)

第4条 協議会の区域は、中川地区（小学校区単位）の区域とする。

(構成会員)

第5条 協議会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。また、中川地区内で事業活動をする団体等も構成会員とする。

2 構成団体は次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 中川地区自治会
- (2) 中川地区商工会
- (3) 中川喜楽会
- (4) 中川地区健全育成会
- (5) 中川地区民生委員児童委員
- (6) 中川地区保育園・幼稚園・小学校、各PTA
- (7) 中川地区スポーツ推進委員・中川地区体育委員
- (8) 松阪市消防嬉野方面団 中川分団
- (9) 中川公民館

3 中川地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体、事業所、その他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、協議会の承認を得て前項の構成団体とすることができる。

(経費)

第6条 この協議会の運営に必要とされる経費は、会費、交付金、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

(会員の役割)

第7条 会員は、各自治会の行事や隣近所とのコミュニティ活動、或いは、協議会が行うコミュニティの増進、まちづくりへの参画、ボランティア活動への参画などを通して、中川地区を「住みよいまち」にするために貢献する。

2 会員は構成団体の一員として、また、協議会の運営に携わる委員として積極的に諸事業に参画する。

第2章 組織

(組 織)

第8条 協議会は、総会、役員会、理事会及び部会をもって構成する。

- 2 理事は構成団体の代表及び別に定める選出基準で選出された一般会員からなり、定数は40名以内とする。
- 3 総会は、代議員制を導入し、会員の中から選出された代議員をもって構成する。
- 4 役員会は、役員・部会長及び事務局長をもって構成する。
- 5 理事会は役員、理事、部会長をもって構成する。
- 6 部会は、自治会部会、健康福祉部会、環境美化部会、防犯防災部会、公民館部会、広報部会、体育部会以上7部会により構成する。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	2名

(役員を選出)

第10条 役員は、理事の中から選出し、理事会において承認を受け、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の役割)

第12条 会長は、協議会を代表し会務を統括し、総会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、協議会の運営及び活動に伴う書記業務全般を担当する。
- 4 会計は、協議会の運営及び活動に伴う会計業務全般を担当する。
- 5 理事及び部会長は、協議会の運営及び活動を円滑に行うように努める。

(部会員)

第13条 部会には、各部会に応じて必要部員を置く。

(部会長の選出)

第14条 部会長は、会長が指名する。

(部会員の委嘱)

第15条 部会員は会長が委嘱する。

- 2 松阪市から委嘱されている委員は、その関係する部会の部会員とする。

(部会員の任期)

第16条 部会員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の運営)

第17条 部会の運営については別に定める。

第3章 代議員

(代議員の定数)

第18条 代議員の定数は100名とし、会長が委嘱する。

2 代議員は各種団体長の推薦を受けた者とする。

(代議員の任期)

第19条 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(代議員の役割)

第20条 代議員は定期総会又は臨時総会において、理事会が提案する議題を審議し、議決する。

2 代議員は協議会の運営及び活動に関して、意見、要望等提案をすることができる。

第4章 会議

(会議)

第21条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会、部会とする。

2 会長は、やむを得ない理由により総会等を招集することができないと認められるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員等に通知し、書面表決により、これを決することができる。

(総会)

第22条 総会は、代議員をもって構成する最高議決機関であり、毎年1回5月に定期総会を開催する。

2 総会は、事業計画、予算及び決算、会則の改廃、地域計画の策定、その他重要事項を審議し決定する。

3 会長が必要と認めるとき、或いは代議員の半数以上の要求により臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、代議員の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は委任状をもって表決するものとし当該代議員は出席したものとする。

6 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

8 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(総会の傍聴)

第23条 会員は、定期総会または臨時総会を傍聴することができる。

(役員会)

第24条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、協議会の運営に関すること、理事会へ付議する事項を調整する。

(理事会)

第25条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、事業計画、予算及び決算、重要事項等を審議する。

(部会)

第26条 部会は必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

(顧問及び参与)

第27条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずるほか、必要があるときは総会、役員会、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与は、理事会の承諾を得て会長が委嘱する。

第5章 地域計画

(地域計画)

第28条 協議会は、松阪市総合計画その他各種行政計画との整合を図り、住み良い中川地区の創出に向けた地域計画を策定する。

- 2 地域計画は、理事会で承認を受けて総会に報告する。

第6章 協議会の予算

(予算の決定)

第29条 予算は、第5条2項及び3項に規定する構成団体、並びに第8条5項に規定する部会の予算要求に基づいて、理事会で審査し具体的議案を決定する。

- 2 第1項に基づく構成団体及び部会の予算要求は、2月末日までに行う。
- 3 理事会は、第1項に基づく予算要求があったときは、速やかに審査し決定する。

(予算の執行)

第30条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき実施される事業に対して執行する。

- 2 前項以外に緊急を要する事業を実施する必要が生じたとき、或いは事業計画を変更して事業を実施しようとするときは、理事会の承認を得て、予算を変更することができる。

第7章 事業

(事業)

第31条 協議会は第1条の目的達成の為に次の事業を行う。

- 1 地域計画の策定等に関する事業。
- 2 地区民の交流または連帯に関する事業
- 3 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事業
- 4 防犯、防災、交通安全等に関する事業
- 5 福祉、健康づくり等に関する事業
- 6 環境美化、環境保全等に関する事業
- 7 住環境整備に関する事業
- 8 教育・文化等に関する事業
- 9 青少年育成に関する事業

- 10 地区の産業振興等に関する事業
- 11 地区の団体育成に関する事業
- 12 基本協定に関する事業
- 13 その他協議会の目的達成のために必要な活動に関する事業

第32条 部会は、事業計画を作成し予算要求にあわせて提出する。

- 2 事業計画は、総会の承認を受けて確定する。

(事業実施)

第33条 事業計画に基づき事業を実施しようとするときは、地域住民の参画が得られるように広報活動に努める。

第8章 事務局

(事務局体制)

第34条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

(事務局員の委嘱)

第35条 事務局員は、会長が委嘱する。

(事務局員の職務)

第36条 事務局員は、協議会運営に関して、会長の指示に基づき円滑な運営に努める。

- 2 事務局員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める重要なこと。

第9章 会計

(会計)

第37条 協議会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 予算額に過不足が生じたときは、理事会の承認を得て流用することができる。

(出納業務)

第38条 出納事務は、事務局が行う。

- 2 予算書に基づき各部会が予算執行をするときは、事務局に連絡し会長の決済で行う。
- 3 事務局は、予算の執行状況を理事会に報告する。
- 4 出納簿は、5年間保存する。
- 5 出納事務取扱いについては、別に定める。

(監査委員)

第39条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、会員の中から選出する。
- 3 監査委員は、協議会の運営及び決算等その執行状況について監査及び評価を行う。

- 4 監査は、会計年度終了後実施し、総会で監査結果を報告する。

第10章 情報公開

(情報公開)

- 第40条 協議会の運営及び活動については、情報誌等を通じて、会員に情報提供を行う。
- 1 協議会に関する情報を公開し、会員の意見を求めるとともに活動への参画を促進する。
 - 2 予算及び決算報告を毎年公表する。

第11章 権利等の継承

- 第41条 松阪市住民協議会条例に基づく松阪市嬉野中川まちづくり協議会にかかる一切の権利、財産は、松阪市地域づくり条例に基づく松阪市嬉野中川まちづくり協議会が継承するものとする。

附 則

- 1 この会則は令和3年4月1日から施行する。